

# 介護報酬の解釈 **1** 単位数表編(令和3年4月版) 正誤・補正/追補

令和3年9月・社会保険研究所

## 正誤・補正

本書について、以下の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたしますとともに、一部補正をいたします。

頁 〔サービス〕	【訂正種別】 該当頁内の箇所	訂正前	訂正後
402 〔短期入所生活介護〕	【正誤】 青字部分左段 10行目～12行目 青字部分右段 6行目～8行目	専門的な研修を修了している者（別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を	専門的な研修を修了している者を
452 468 〔短期入所療養介護 病院/診療所〕	【正誤】 青字部分左段 9行目～11行目 青字部分右段 6行目～8行目	専門的な研修を修了している者（別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を	専門的な研修を修了している者を
660 〔認知症対応型通所介護〕	【正誤・第2刷では訂正済】 青地囲み内2行目	第2の3の2(8)]	第2の4(8)]
794 〔地域密着型介護老人福祉施設〕	【正誤】 青字部分左段2行目	→大臣基準告示・四十二	→大臣基準告示・三の二
939 〔介護老人福祉施設〕	【正誤】 2行目～3行目	① 口腔衛生管理加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して	① 口腔衛生管理加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の入所者に対して
948 〔介護老人福祉施設〕	【正誤】 青字部分左段2行目	→大臣基準告示・三の二	→大臣基準告示・三の二
975 〔介護老人保健施設〕	【補正・第2刷では訂正済】 12行目	b 施設基準第十四号イ(3)(二)の基準については、	b 施設基準第十四号イ(3)(二)〔第五十五号イ(3)(三)〕の基準については、
1003 〔介護老人保健施設〕 1088 1122 1154 〔介護療養型医療施設 病院/診療所/認知症病棟〕 1229 〔介護医療院〕	【正誤】 破線囲みの2行目～3行目	① 口腔衛生管理加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者	① 口腔衛生管理加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の入所者
1580 〔通所型サービス〕	【正誤】〔第2刷では訂正済〕 2段部分の右段7行目～8行目	(1) 指定〔介護予防〕訪問リハビリテーション事業所、指定〔介護予防〕通所リハビリテーション事業所又は	(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又は

追補 本書発刊後に発出された事務連絡により、本書1625頁の後に以下を挿入いたします。

## 新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

### ●第24報 令和3年7月2日事務連絡

問1 介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応によって一時的に不足する場合について、人員配置基準等の取扱いはどのようになるのか。  
(答)

介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準を満たさなくなる場合、柔軟な対応をして差し支えない。

また、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合も、柔軟な対応をして差し支えない。

なお、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける際には、同一事業所内では職員の接種日を分散させるなど、利用者の処遇に影響しないよう可能な限り接種日等の調整を行うこと。

問2 介護サービスに従事する医師又は看護職員が、大規模接種会場での接種や職域接種等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第21報)」(令和3年5月6日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第22報)」(令和3年5月20日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)と同様、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等に支障がないよう、当該時間中の

連絡体制等を整えておく場合には、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとして差し支えないか。

(答) 差し支えない。

### ●第25報 令和3年7月19日事務連絡

問 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第21報)」(令和3年5月6日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第22報)」(令和3年5月20日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第24報)」(令和3年7月2日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)について、各事務連絡の適用日以前に生じた事例についても、人員基準等について同様の取扱いとして差し支えないか。  
(答) 差し支えない。

#### <参考>

#### ○第21報の主な内容

老健等における医師が、入所者へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合は、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくことを前提とし、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなることを示したもの。

#### ○第22報の主な内容

事業所等の看護職員が、自事業所等の利用者等へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合は、自事業所等の利用者等の心身の状態の把握等の

健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくことを前提とし、人員基準上の配置や加算の配置に係る要件等に影響しない取扱いとなることを示したもの。

#### ○第24報の主な内容

職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準や加算の要件を満たさなくなる場合、柔軟な対応をして差し支えないことを示すとともに、第21報及び第22報の取扱いは、大規模接種会場での接種や職域接種等における新型コロナワクチンの接種に協力する場合にも同様の取扱いとして差し支えないことを示したもの。

### ●第26報 令和3年8月11日事務連絡

問 要介護高齢者等が、新型コロナウイルス陽性となり、自宅療養を行う場合、医師が一時的に頻回の訪問看護を行う必要があると認め、特別訪問看護指示書を交付することは可能か。  
(答)

可能である。

なお、当該訪問看護指示書については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その53)」(令和3年8月11日保険局医療課事務連絡)を参照いただきたい。

また、介護サービスを利用する要介護高齢者等が自宅療養となった場合において介護サービスを提供したときに、通常の介護サービスの提供では想定されなにかかり増し費用が発生した場合は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用について、事業所の所在する都道府県(一部の地域では指定都市又は中核市)へお問い合わせいただきたい。